

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年5月31日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	重油補給ライン油分離槽出口ストレーナ清掃時、入口圧力指示計(PI-75-L24)ガラスカバーに接触し破損させたため、当該カバーを修理	
2	1号機	取水設備制御盤室監視用モニタ(ITV:CH-19)において、映像不良が認められたため、当該モニタを点検・修理	
3	1号機	循環水ポンプ(A・B)において、グランドリーク量の増加が認められたため、グランド部を点検・調整	
4	2号機	計算機室空調機(A・B)において、ドレン排出配管の詰まりによる凝縮水の滴下が認められたため、当該配管を点検・清掃	
5	2号機	鉄イオン注入装置の鉄電解槽(A)において、通電電気量の値が規定値に達したため、電極を交換	
6	3号機	プロセス計算機の点検時、ディスプレイ装置(NO. 1・2)用液晶モニタ画面に映像不良が認められたため、当該モニタを修理	
7	3号機	移動式炉内計装系駆動機構用パージ装置の点検時、計装用空気圧力調整弁の本体よりエアリークが認められたため、当該弁を修理	
8	3号機	非常用ディーゼル発電機(3A)補機冷却海水ポンプ吐出逆止弁(46-40-11A・B)の点検時、弁本体の上蓋固定用ボルト・ナットに腐食が認められたため、当該ボルト・ナットを交換	
9	3号機	復水器(C)第二水室循環水出口配管ベント弁(V-38-102F)の点検時、ボンネットリング溝部に著しい腐食が認められたため、当該弁を交換	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	3号機	取水設備スクリーン廻りの弁点検時、洗浄ラインオートストレーナベント弁(V-81-10A)等6台の弁配管接続フランジ面に腐食が認められたため、当該部を修理	
11	3号機	取水設備スクリーン廻りの弁点検時、洗浄ポンプ(A・B)出口オートストレーナブロー弁(V-81-9A)の弁棒及び弁体に腐食が認められたため、当該弁を交換	
12	3号機	取水設備スクリーン廻りの弁点検時、洗浄ポンプ(A・B)出口オートストレーナ出口弁(V-81-3A)の弁棒及び弁体に腐食が認められたため、当該弁を交換	
13	3号機	原子炉建屋3階天井付近にあるスチームドレン配管のUシール部において、腐食によるピンホールが認められたため、当該部を点検・修理	
14	3号機	原子炉建屋4階ほう酸水注入ポンプ室のスチームドレンファンネル(RS-404)において、詰まりが認められたため、当該ファンネルを点検・清掃	
15	4号機	取水設備スクリーン(B系)渦巻きストレーナのオートベント弁において、シートリーク(鉛筆芯1本程度)が認められたため、当該弁を点検・修理	
16	4号機	逃し安全弁窒素ガス供給(A系)圧力指示計元弁(V-86-Z1A)において、グランド部より微量の窒素ガスリークが認められたため、グランド部を点検・調整	
17	4号機	逃し安全弁窒素ガス供給(A系)格納容器外側隔離弁(AO-86-8A)において、グランド部より微量の窒素ガスリークが認められたため、グランド部を点検・調整	
18	4号機	取水岩着ダクトサンプポンプ(C)において、自動停止不良が認められたため、当該サンプルレベルスイッチを点検・調整	
19	5号機	所内ボイラ給水ポンプ(A)において、グランドリーク排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	
20	5号機	復水脱塩装置再生操作時、「復水脱塩器再生用水流量異常」警報の発生遅れが認められたため、再生工程タイマの設定を点検・調整	
21	6号機	タービン建屋南側換気空調系給気ファン室において、南側壁付近より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	
22	集中環境施設	雑固体焼却炉(B)1次セラミックフィルタ(A・B)の差圧記録計において、ペンの動作不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	
23	集中環境施設	雑固体焼却炉(B)排ガスフィルタ(A1・B1)の差圧記録計において、ペンの動作不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	
24	集中環境施設	高圧圧縮設備縦絞り補助シリンダにおいて、上昇リミットスイッチの動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・調整	
25	集中環境施設	雑固体焼却炉(B)2次セラミックフィルタ(A~D)において、「差圧高」警報の発生が認められたため、当該フィルタを点検・清掃	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで